

長南町海洋センター指定管理者募集要項

令和2年12月24日

長南町教育委員会

長南町教育委員会が管理運営している長南町海洋センター及び同センターが管理するスポーツ施設について、民間の経営力による施設の効率的かつ効果的運用を図るため指定管理者制度を導入することとし、本要項によって指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

- 名称 長南町海洋センター
所在地 千葉県長生郡長南町長南2071 他
休業日 12月29日～1月3日
管理施設 ①陸上競技場 長南町報恩寺547-1
②野球場 長南町長南2128-1
③テニス場 長南町長南2144-1
④体育館棟 長南町長南2071
⑤プール棟 長南町長南2072
⑥ゲートボール場 長南町長南2145
上記の各施設及び付属する駐車場・トイレ・物置等
※詳細は添付の施設概要書で確認してください。

2. 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3. 業務について

1) 基本業務

- ①施設の使用受付及び使用許可
- ②使用料の収受及び調定事務
- ③施設の使用に伴う設備・備品の貸し出し
- ④施設の管理
- ⑤備品・消耗品の管理
- ⑥プールの監視
- ⑦水泳教室の実施
- ⑧長南町教育委員会及びB&G財団との連絡調整・業務報告等
- ⑨その他、管理運営に関して必要な業務

※②について、本施設の指定管理業務は利用料金制を採用しませんので、収受した使用料については調定事務を行い、町会計へ納入してください。

※指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託することを禁止します。ただし、管理運営の一部業務（草刈、清掃等）を委託することは可とします。

2) 自主事業

指定管理者が企画し、自己財源及び参加者の負担によって行われる事業です。施設の利用促進を図るためにも積極的に提案してください。ただし、自主事業が施設の設

置目的に沿っているかは常に留意してください。また、自主事業の実施により一般利用及び花火大会・長南フェスティバル等の開催に影響を及ぼさないよう注意してください。自主事業の実施する際は必ず事前に町教育委員会と協議してください。

3) 業務の遂行上遵守すること

- ①施設、設備及び備品等に適切な管理
- ②施設利用における公平性
- ③効率的な管理運営による経費縮減
- ④業務に関連して取得した個人情報の管理
- ⑤利用者へのサービス向上
- ⑥衛生及び安全等の管理基準
- ⑦関係法令、条例等の規定

4. 応募について

1) 応募資格

応募は地方自治法第244条の2第3項に基づき、「法人その他の団体」とし、個人による応募はできません。また、応募は千葉県内に事業所及び営業所などを置いている法人等に限定させていただきます。なお、下記に該当している場合は応募できません。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定により入札等の参加の制限を受けている。
- ②長南町から指名停止を受けている。
- ③会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしている。
- ④都道府県及び市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している。
- ⑤団体の構成員及びその関係者が暴力団その他の反社会的団体に関与している。

また、複数の法人によるグループでの応募も可としますが、下記に留意してください。

- ①グループの名称を設定し、代表となる法人等を決めてください。
- ②代表となる法人等、または構成員の変更は認められません。
- ③グループの構成員が他のグループの構成員として応募すること及び単独での応募はできません。

2) 申請に必要な書類

下記の書類を正本1部、副本8部提出してください。

- ①申請書（様式1）
* 副本は複写可。
- ②事業計画書（様式2-1）
- ③管理体制組織図（様式2-2）
- ④収支計画書（様式3）
- ⑤申請団体の規約、定款若しくは寄付行為等
- ⑥申請団体の役員名簿
- ⑦申請団体の経営の状況を明らかにする書類（前年度分）

*決算書（貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書等）

⑧法人の登記事項証明書（複写可）

⑨前年分の納税証明書（複写可）

⑩原本証明

※グループ応募の場合は下記も提出してください。

⑪グループ構成団体業務分担表（任意様式）

⑫グループ（共同体）協定書（任意様式）

3) 応募受付期間

令和2年12月24日（木） 令和3年1月14日（木） 受付時間 9:00～17:00
12月29日（火）～1月3日（日）は年末年始休館のため受付できません。

4) 提出方法

申請書は下記まで直接持参してください。

提出先

〒297-0121 千葉県長生郡長南町長南2071（体育館棟）
長南町海洋センター 電話 0475-46-2860

5) 質問受付

質問は別添書式にて、電子メールまたはFAXでお願いします。

【アドレス】 b&g@town.chonan.lg.jp

【FAX】 0475-36-6521

質問受付期間 令和2年12月24日（木）から令和3年1月8日（金）

※12月29日～1月3日着分の質問への回答は1月4日以降となります。

6) 現地見学

現地説明会は行いません。見学ご希望の場合は下記の日時に個別対応します。施設案内は海洋センター職員が対応しますので、必ず予約してください。

※見学対応日 1月5日・8日の10:00から15:30まで

〒297-0121 千葉県長生郡長南町長南2071（体育館棟）
長南町海洋センター 電話 0475-46-2860

7) その他

①応募・申請に係る経費は申請者の負担となります。

②本センターはB&G財団由来の施設のため、同財団の資格である海洋レクリエーション指導員の資格取得者の配置が必要となります。

5. 選定から協定までの流れ

1) 選定委員会による採点審査（1月中～下旬）

応募要件の欠格及び申請書類の不備がなければ、下記の基準に基づく採点表により審査を行います。また、審査会議に併せて申請団体のプレゼンテーション、ヒアリングを実施する場合があります。

①事業計画による指定施設の運営が、利用者の平等な利用が確保されるものである

こと。

②指定施設の管理を安定して行う物理的能力及び人的能力を有するものであること。

③事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮するとともに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

2) 教育委員会による総合審査（1月下旬）

採点審査の結果について、教育委員会会議で総合的に審査を行い最適と判定された団体を指定管理者として選定します。

3) 議決

選定された団体は、地方自治法第244条2第6項に基づく議決が必要ですので、令和3年第1回長南町議会定例会で審議の上、採決を諮ります。

4) 協定

議決による承認が得られれば、町指定管理者条例第6条の規定に基づき、教育委員会と選定された団体との間で、指定期間の開始前に指定管理業務に関する協定を締結します。また、本センターは利用料金制を採用しないので、使用料の徴収・収納を指定管理者に委託することの告示及び公表（地方自治法施行令第158条第2項）、及び年度毎の委託契約が必要となります。

6. 指定管理料

指定管理に係る業務については町から支払われる指定管理料で行います。指定管理料については、指定管理者が提案した事業計画・収支計画について町と協議を行い、町の予算の範囲内において指定管理料として決定します。収支計画書においては経費縮減を念頭に置いての作成をお願いします

なお、修繕料は他の指定管理料とは別枠で行う予定ですので、申請時には算出しな
いでください。

また、指定管理料については法人等の口座とは別に、指定管理専用の口座を新設して管理してください。また、自主事業を行う場合は指定管理料とは別の口座での管理をお願いします。

指定管理料の支払方法については、町と協議を行い協定で定めます。

7. 留意事項

1) 議会の議決を得られなかった場合、または議決が得られた場合においても、下記に該当する事実が判明した場合は、指定管理者として指定できません。これらの場合においては、すでに指定管理業務の準備等に係る経費が発生していても、一切補償できませんのでご了承願います。

①財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められる場合。

②著しく社会的信用を損なう行為等みより、指定管理者として不適格と認められる場合。

- ③応募資格を満たしていないことが判明した場合。
 - ④申請書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合。
 - ⑤その他、教育委員会が不適合と認めた場合。
- 2) 本センター（特に体育館・プール）は隣接する町立小中学校の施設を補完する役割を担っています。学校側から使用申出があった場合は十分に協議を行った上で調整してください。
- 3) 本センターは町民の雇用の場としての役割もあるので、その点を踏まえた上での配慮をお願いすることがあります。

8. 主なリスク分担

リスク分担	指定管理者	町
物価、金利の変動	○	
管理、運営に係る法令等の変更	協議	
事故・災害等による施設等の修繕	事案による	
計画的な施設の改修		○
第三者への損害	事案による	
住民及び施設利用者への対応	○	
行政的理由による事業変更		○
警備不備による被害等	○	
防火管理	○	
火災保険の加入		○
事業終了時の費用	○	

【添付資料】

- ①指定管理者業務仕様書
- ②施設概要書
- ③支出一覧表（過去3年分）